**令和７年度　同行援護従業者養成研修募集要項**

**主催：公益社団法人福島県視覚障がい者福祉協会**

１　研修名及び課程

　　同行援護従業者養成研修　一般課程及び応用課程

２　開講目的

　　視覚障がい者の外出活性化のため、移動時の情報提供、移動援護、移動先での　排せつ、食事等の介護の一般的な研修を実施し、同行援護に必要な知識や技能を　習得する。応用課程ではサービス提供責任者として必要な専門的知識及び技能を　習得する。

３　会場及び日程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会　　　　場 | 一般課程 　期日 | 応用課程 期日 |
| 福島県点字図書館 | 9月27日（土）　28日（日）　10月4日（土）　5日（日）　11日(土) | 12日（日） |

会場住所：福島県点字図書館（福島市森合町6-7）

４　研修概要

　（１）一般課程 １日目　講義 9:30-15:15（外出保障、視覚障害の理解と疾病、心理、福祉制度　他）

　　 　　　　　　２日目　講義 9:30-15:15（同行援護の制度、実際と職業倫理、情報支援と情報提供　他）

　　　　　 　３日目　講義・演習 9:00-15：45（代読・代筆、誘導の基礎技術　他）

　　　　 　 　４日目　演習 9:00-15：45（誘導の基本技術、応用技術　他）

　　　　　　 ５日目　演習 9:00-15：45（誘導の応用技術、交通機関の利用　他）

　（２）応用課程 １日目　講義 9:00-15:45（サービス提供者の業務、リスクマネージメント、従業員研修の実際、業務上の留意点　他）

５　カリキュラム及び講師名等は、受講者が決定次第、本人に別途送付する。

６　修了認定の方法は、全科目を受講した者に対して、出席状況、受講態度、レポート提出により、同行援護従業者として適性があると判断された場合に修了を認定する。

７　受講資格は、同行援護従業者の資格取得を希望する者及び同行援護に関心があり、視覚障がい者の外出の支援を希望する１６歳以上の者。応用課程受講者は一般課程を修了していることが必要となる。

８　募集人数は、一般・応用課程ともに15～20名程度とする。（人数に達したら締 め切る）

９　募集期間は、令和７年８月１９日から一般・応用課程の受付を開始し、最終はそれぞれの研修開始日の１０日前までとする。

10　申し込みは、同封の申込書に必要事項を記入し、郵送、メール、ＦＡＸで申し込む。

11　受講料は、一般課程は一人30,000円　応用課程は一人10,000円とする。

12　受講料は、受講が決定した受講者に別途送付する振込用紙にて、所定口座に納　入すること。ただし、受講開始の10日前までに取り消した場合は手数料を除いて　全額返還する。

13　受講者確認は運転免許証または健康保険証等により本人確認をする。

14　修了が認定された者に一般課程修了証明書、又は応用課程修了証明書を発行する。修了認定に関して受講者の請求があればその内容を公開する。

15　令和７年度から同行援護従業者養成研修会のカリキュラムが大幅に変更になり、

一般課程・応用課程とも研修内容と時間が変わりました。

**問い合わせ先：（公社）福島県視覚障がい者福祉協会**

**ＴＥＬ　024-535-5275　ＦＡＸ　024-563-1543**

**（担当：金子・小野）**